

投稿要領

(令和3年2月2日改定)

1. 本会誌は歯科矯正学の進歩、発展をはかることを目的としており、歯科矯正学および関連分野の論文等を掲載するものとする。
2. 本会誌は和文誌を年2回、3、9月、英文誌を年4回、3、6、9、12月に発行する。
3. 和文誌に投稿する場合は本要領および「投稿の手引き」、英文誌に投稿する場合は「Guide for Authors」を参照すること。
4. 和文誌への投稿は本会会員に限る。ただし編集委員会が認めた場合はその限りではない。
5. 投稿論文は他誌に未発表のものに限る。本誌への掲載を受理された論文を日本語または他の言語を用いて、同じ形と内容で他誌に発表する場合には、本誌編集委員会の同意を必要とする。
6. 論文は、できるだけ簡潔に記述されたものとし、平仮名、常用漢字、現代仮名遣いを用い、Web投稿システムにより投稿する (URL: <https://www1.i-product.biz/jos/>)。ファイル名は必ず半角英数字を使用する。
7. 論文には表紙をつけ、論文表題 (50字以内)、著者名、著者所属機関名、論文表題の英訳、著者名のローマ字表記 (姓は大文字)、所属機関名の英訳、キーワード (5語以内)、主任または指導者氏名および職名、受付年月日 (日付空白)、別冊請求のための連絡先、別刷希望部数、ランニングタイトル (40字以内)、利益相反の有無の順に記載する。
8. 本文の前に650字以内の和文抄録および250語以内のAbstract (英文抄録) を付け、本文を読まなくても論文の大意が理解できるようにする。ただし、症例報告、クリニカルヒントは300字以内の和文抄録および120語以内のAbstract (英文抄録) とする。
9. 学術用語は各学会用語委員会選定のものを用い、和訳しにくい用語以外は日本語で表記する。数字はアラビア数字、計量単位は原則として「国際単位系 (SI) の単位記号」に準じる。欧語は原則として片仮名表記とし、人名等必要なものは原綴りとする。
10. 文献は、引用順に並べて一連番号をつけ本文末にまとめる。本文引用箇所には肩番号をつける。文献の書き方は雑誌のとき；著者□表題□誌名□西暦年□巻□引用ページ (最初のページ□最後のページ)□単行本のとき；著者名□章題名□編者名□書名□版□発行地□発行所□西暦発行年□引用ページ (最初のページ□最後のページ)□の順とする。(□内の記号は半角表記とする)
11. 表および図 (写真を含む) は1ページずつ作成し、表または図ごとに通し番号 (表1, 2, …) (図1, 2, …) を右下に明記し、別ファイルにまとめる。表および図のタイトル説明文は和文を原則とする。表のタイトルは表の上に記すが、それ以外の説明は表の下に記す。図のタイトルおよび説明文は図の下におくか別紙としてまとめて本文の文献に続けて記載する。表および図の挿入箇所を本文に記述する。
12. 表の大きさは刷り上がり1ページ以内とし、1ページに収まらない表は受け付けない。図の大きさに関して必要があれば印刷寸法を書き入れる。
13. 論文には別に、種別、表題、著者名、連絡先 (氏名、所属、住所、電話番号、ファックス番号、Eメールアドレス)、原稿枚数、図枚数、表枚数、別刷希望部数、誓約書および利益相反事項届出書 (本誌綴込みのもの) を添える。原稿のコピーは著者の手元に保存しておく。投稿は、次のURLのWeb投稿システムにより投稿する。
Web投稿URL: <https://www1.i-product.biz/jos/>
投稿の問合せ先：170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込 TSビル501 (一財) 口腔保健協会内
公益社団法人日本矯正歯科学会編集事務局
E-mail: owj@kokuhoken.or.jp
14. 投稿論文には受付通知を出す。本投稿要領に当てはまらないものは受け付けない。
15. 投稿論文の内容について編集委員会で審議し、必要に応じ編集委員会が委嘱した2名以上の査読者に見解を諮問したうえで、その採否および掲載巻号を決定する。受理論文は論文種別および受付された日付順に掲載する。掲載にあたっては受付、および受理日付を印刷する。
16. 刷り上がり10ページ以内の組版・印刷費およびモノクロの図または写真の図版費はすべて学会負担とするが、それ以外の超過頁分組版・印刷費およびカラー図版費については全額著者負担とする。なお別刷作成および発送費も著者負担とする。ただし編集委員会が認めた場合はその限りではない。
17. 本誌に掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。
18. 投稿論文は、ヒトを対象とする場合はヘルシンキ宣言を遵守し、その精神に基づいて「倫理的に行われたこと」かつ「患者あるいは被験者との間にインフォームドコンセントがかわされたこと」の明記を必要とする。また動物実験は「動物実験に関する所属研究所機関の指針」に基づいて倫理的に行われた旨の明記を必要とする。
19. ヒトを対象とする場合は、ヘルシンキ宣言に従い、全員の同意文書と倫理委員会審査結果通知書の写しを添付するのが望ましい。

備考：本誌に掲載された論文を二次的著作物として利用する場合 (機関リポジトリおよび著者個人のWebサイトへの公開) には、必ず編集事務局に連絡し、編集委員長の許可を得ること。

付 則

1. 本投稿要領は令和3年2月2日から施行する。